

～ 介護保険料が特別徴収(年金天引き)されている方へ～

函館市では、年間の保険料額ができるだけ均等になるよう
保険料の平準化を行っています。

介護保険料の平準化とは

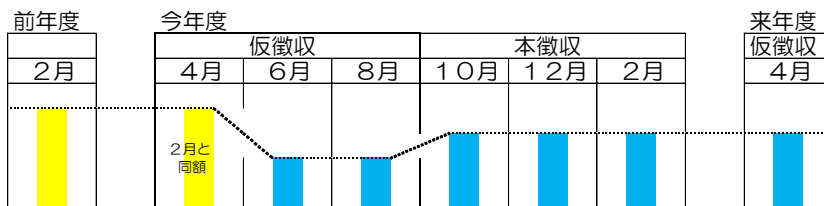
介護保険料は前年の所得等により算定し、確定するまでは前年度2月の徴収額と同じ金額を「仮徴収（4月・6月・8月）」として納めていただきます。

7月の年間保険料確定後に、「仮徴収」で納めている額を差し引き、残りの額を「本徴収（10月・12月・2月）」として納めていただきます。

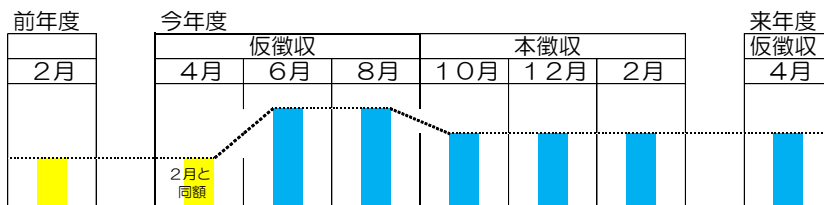
1年間の見込保険料を算定し「仮徴収」と「本徴収」の額に大きく差がないよう（徴収額ができるだけ均等になるよう）6月と8月の徴収額を調整し、「保険料の平準化」を行います。

その調整の方法は下記の図のとおり①減額調整②増額調整のいずれかの方法で行い、6月と8月の徴収額の決定通知書は5月に送付します。

①減額調整



②増額調整



お問合せ 函館市保健福祉部介護保険課介護保険料担当 電話21局3033番